

知っていますか？

いきいき
地域包括

皆さんの暮らしや権利を守る成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方は、介護・福祉サービスを利用するための手続き、不動産・預貯金の財産管理が難しい場合があります。また、悪質商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力が不十分な方を保護し、支援するのが成年後見制度です。

支援の一例

- ① 本人の財産(お金や不動産など)の管理を行います。
- ② 本人に代わって契約を結んだり、取り消したりします。
- ③ 本人の意向を尊重し、必要に応じて医療・介護・福祉などの手続きを支援します。

成年後見制度

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合、裁判所に申し立てをして後見人等が選任されます。



判断能力が
ほとんどない



後見人



判断能力が
著しく不十分



保佐人



判断能力が
不十分



補助人

任意後見制度

将来、判断能力が不十分となったときに備えます。



公証役場で、判断能力が不十分になった時に備えて、任意後見人を選んでおきます。

～こんな時に成年後見制度が暮らしを守ります～

一人暮らしの母親が、悪徳商法にだまされて業者と契約をしてしまいました。



娘である自分が保佐人になっていたの、契約を取り消すことができました。

最近物忘れがあり、預貯金の出し入れや金銭管理に自信が無くなってきました。また、介護や支援が必要になった時の手続きも一人できるか不安です。



判断能力があるうちに、金銭管理や介護施設への入所の手続きを、自分に代わって行ってくれる人を決めることができました。



町では、成年後見制度に関するパンフレットの配布や相談支援をおこなっております。
裁判所への申立てに必要な書類や費用については、札幌家庭裁判所のホームページで確認できます。

相談・問い合わせ先：

高齢者に関すること → 高齢者介護課 (町地域包括支援センター) ☎ 82-5560
障がい者に関すること → 健康福祉課 福祉支援グループ ☎ 82-5541

地域包括支援センターより感謝申し上げます

広報10月号で掲載した「衣類の不用品提供」において、町民の皆さまからたくさんの無償提供を頂きました。地域包括支援センターでの緊急対応などの支援時に使用させていただきます。ありがとうございました。

ピラティスヨガ教室(虎杖浜会場)

【お休みのお知らせ】

2月25日(木)の教室は、会場が使用できないためお休みします。